

第8期 第30回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金） 9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（18人）
4. 欠席委員（1人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（9件）
 - 議案第96号 農地法第3条の許可申請について (5件)
 - 議案第97号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
 - 議案第98号 農地利用集積等促進計画案への意見について (2件)
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名です。7番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されています。それでは会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。新年おめでとうございます。新しい年を迎えましたが、世界の情勢が混沌としています。アメリカはトランプ大統領のことがあり、世界の大国であるロシアや中国の動向が、我々の地域農業にまで影響してくるといような時代になってまいりました。今年4月にですが、食料システム法案が施行されます。これは作物の生産コストを明らかにして、生産者が価格交渉を行いやすくする国の考えです。来年ですが、27年には水田活用で水活とありますが交付金が大きく見直されます。それに向かい農水省でも作業が進んでいますが、これが6月には決定します。夏から秋にかけて、政策も出てくると思います。水田活用の交付金は、今までは水田転作を中心に考えてきておりましたが、今後は水田、畑作も対象にしていくような方向になりそうです。国は構造転換ということで大きく予算を組んでいます。例えば日本競馬協会から1,000億円を予算に回すようなこともあります。ですから今日は後で地域計画の見直しについても説明があるようですが、それぞれの地域で皆さんが中心になって何かを起こしていかなければ、大きな予算も取ってくれないですので、これから先10年を見通して、次の世代をどうするかを考えてほしいと思っております。

それでは只今から令和8年の第30回農業委員会を開会いたします。本日の議事録署名人ですが、○○○○ 委員、9番 ○○○○ 委員さん、よろしく申し上げます。

議案審議に入っていきます。本日は議案が9件あります。それでは議案第96号農地法第3条の許可申請について、5件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第96号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 神奈川県○○○市○○町○○番 ○○○○。譲受人 東温市○○○○番地 ○○○○。土地は、○○○○番、田、1,743㎡。同所同字○○○○番、畑、43㎡。計2筆の合計1,786㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機です。労働力は常時1人です。耕作面積は8,082㎡です。周辺農業経営への影響は特に支障なしです。農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たしています。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元の〇〇委員さんより確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇氏と〇〇氏は兄弟でございます。〇〇氏は〇〇神社の宮司をされておりますが、現在は神奈川県の方に住まれております。〇〇氏は地元に残っており、兄の〇〇氏が相続された農地を管理しており、今回農地を贈与することになりました。地図の4ページをご覧ください。場所は〇〇神社の南側に申請地があります。年齢的にも〇〇氏が管理していくようになります。今回の農地以外にも将来的にはさらに贈与される農地が出てくるかもしれません。特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 広島県〇〇市〇〇〇〇番 〇〇〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。土地は、〇〇〇〇〇〇番 田 1, 9 6 1 m²です。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。農具の保有状況はトラクター、田植機、コンバインです。労働力は常時1名です。耕作面積は9, 1 5 1. 1 6 m²です。周辺農業への影響は特に支障ありません。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は5ページです。この〇〇〇〇番地の隣に私が耕作している田があります。〇〇氏との出会いですが、道路の北の田を〇〇氏が草刈をしていた時に、今回の申請地の田が空いているので借りて作りませんか、と話をしました。その数日後に耕作しても良いですと返事をいただきました。この田は農地バンクに登録されていますので、地権者と話をしてみてくださいと伝えました。当初は水利費だけでも支払ってこないかという話でした。その後、水利費の数年分で購入してくれないかという話になりました。また登記費用を〇〇氏が負担するということになり、話がまとまったようです。

申請書に署名する関係で〇〇氏の自宅を伺ったところ、昨年コンバインやトラクターを新たに購入されておりこれから土地を広げていきたいようです。今後も農業に期待できる方ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番目の件について事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇〇〇番 〇〇〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。土地は、〇〇〇〇〇〇番 田 767㎡、同所同字〇〇〇番 田 100㎡、〇〇〇〇〇〇番 畑 217㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇番 畑 932㎡、〇〇〇〇〇〇〇番 畑 485㎡、計5筆で合計2,501㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は軽トラック、田植え機、コンバイン、トラクターです。労働力は常時2名で本人と父親です。耕作面積は5,464㎡です。周辺農業経営への影響は特にありません。農地法第3条第2項各号の該当はないため許可要件をすべて満たしています。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は6.7ページをご覧ください。6ページで〇〇と〇〇〇の境の旧〇〇線と現〇〇線が交わる一角の3筆と、7ページの〇〇の山間の下側に陸上自衛隊の演習所があります。旧〇〇線から小高い山になっているあたりの一角で畑のところで2筆該当地です。譲渡人の〇〇氏と譲受人の〇〇氏は親族関係です。もともと遺産分けて所有していた土地ですが、〇〇氏自身が高齢と体調不良で今後管理できないという事で、〇〇〇〇氏のお父さんの〇〇〇〇氏に管理をお願いしたいとのことでした。贈与税の関係で、ここ3年ほどで〇〇さんから〇〇氏へ贈与することで移譲しています。〇〇氏は70歳で高齢なので、名義は子供の〇〇氏にしているという事です。〇〇氏も土日や農繁期には手伝いをされているということで、既存の農地も管理されており問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ご

ございませんか。

○委員 ○○委員

○○氏の自宅はどのあたりでしょうか。

○委員 ○○委員

地図の6ページの○○○番の上にお父さんの自宅があります。○○氏は同居となっています。

○議長（会長）

他にありませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番目の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

4番 貸付人 東温市○○○○○○番地 ○○○○。借受人 東温市○○○○番地 ○○○○。土地は、○○○○○○番 田 899㎡、○○○○○○番 田 328㎡、計2筆で合計1,227㎡です。

なお○○氏は東温市で新規就農者となりますので別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、譲受人 ○○○○ 権利内容は賃借権設定の新規就農です。農地法3条第2項該当の有無に関して、第1号全部効率利用要件ですが、農業に関心を持ち、会社員との兼業で農業を始めたいと思われて、自宅にも近い今回の申請地を選択されました。農機具は知人から借りる予定です。農業の知識は地域の農家から取得していくとのこと。将来的にはユーカーリ以外の作物も育てていき規模の拡大も考えているとのこと。第2号農地所有適格法人要件ですが法人による取得ではございません。第3号信託の引き受けの禁止は該当なしです。第4号農作業常時従事要件ですが本人1名が従事されます。第5号転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしているため許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては私の担当範囲ですので確認結果の報告をいたします。○○氏は○○○○に住まっています。場所ですが、地図は8ページの○○というところです。この地域は耕作放棄地が増えていました。ここ最近に移住者が2戸入ってきています。機械などは我々の集落営農の方ですべて貸し出す予定です。3条で10年間の契約で様子を見ようという事になります。年齢的に28歳でこれから十分やっっていけるかなと思います。

ます。里芋にも関心があり、試験栽培をさせております。我々の地域では許可できたらと思っておりますが、皆様のご意見お伺いしたらと思っております。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

ユーカリは本人が希望されて申請されたのですか。

○議長（会長）

ユーカリと里芋が希望でしたが、現地は水が少ない土地でして里芋には向いていないということで、まずはユーカリを植えてみようという事になりました。近辺で2000㎡ほどユーカリを育てている方がいます。その方の指導を受けたらと伝えています。里芋は、今後農地の集約したうえで、ここでどうぞという土地をあてがえたらと思っております。新規就農でも兼業でやっていく方です。

○委員 ○○委員

勤め先はどこですか。

○議長（会長）

○○です。他にありませんか。ないようでしたら採決をしたらと思っております。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番目の件ですが、○○委員さん本人が関わっているため、一度席を外していただけますか。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

5番 譲渡人 伊予郡○○○○○○番地 ○○○○。譲受人 東温市○○○○○○番地 ○○○○。土地は、○○○○○○番 田 758㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜、シキミです。主な農機具の保有状況は田植え機、コンバイン、トラクター、乾燥機、除草機です。労働力は常時2名で本人と妻、臨時で2名とのことです。耕作面積は38,629㎡です。周辺農業経営への影響は特にありません。農地法第3条第2項各号の該当はないため許可要件をすべて満たしています。以上です。

○議長（会長）

この件につきましても私が説明いたします。地図は9ページをご覧ください。

○○線から○○○の方に入りまして、○○という地区ですが、今回の申請地は基盤整備がされておりました。そして○○委員さんの自宅が隣にございます。申請地では育苗をするとのことです。○○さんも熱心に農業されておりますし、新聞にも掲載されておりましたが、経営を法人化されております。特に問題ないかなと思っております。

皆様のご意見お伺いしたらと思っております。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思っております。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。〇〇委員さんにご着席ください。続きまして議案第97号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。6番目の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第97号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明します。農用地区域からの除外について6番 所有者申出者共に東温市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。土地は〇〇〇〇〇〇番の一部 田 944㎡の内194㎡。都市計画は市街化調整区域、農地区分は農業用施設用地、転用目的は農業用倉庫です。開発許可と転用許可は不要です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図の10ページをご覧ください。〇〇〇〇氏の自宅の横の農地です。令和6年9月の農業委員会で農業用倉庫許可済みの案件です。今回建物の床面積が90㎡以上に増えたので農振除外となり軽微変更から重要変更へ手続きの変更をすることになりました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして用途区分変更に関して7番目の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

用途区分変更について7番 所有者申出者共に松山市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。土地は〇〇〇〇〇〇番の一部 田 1649㎡の内196㎡。都市計画は市街化調整区域、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫です。開発許可と転用許可は不要です。

○議長（会長）

この件につきましても担当は〇〇委員さんとなりますので確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

地図の11ページです。場所は○○○○の近くで、○○氏は○○○○の買収地にある倉庫を、自分の土地である○○○番に建て替えることになりました。○○氏は○○で1町ほど米を作っています。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

場所は○○○○の用地の区画ですか。

○事務局

A区画の○○○○用地の西側でB区画の北側です。建設課が道路整備する道路の隣接地に当たります。

○委員 ○○委員

この方は○○で1町されているのですか。機械は○○にあるのですか。

○委員 ○○委員

○○でも耕作しています。機械は○○○に置いています。

○委員 ○○委員

6番と7番の案件の違いはどうでしたか。

○事務局

農業用倉庫を建てる際に農振農用地の場合は農振法と農地法の手続きが必要で、農地法で200㎡未満の敷地で自己転用の4条許可は不要とありますが、農振法は青地の場合は整理しないとイケないです。その場合に6番と7番で分かります。建築面積が問題になりまして、90㎡未満は農振法上の開発は不要で、そこに抵触しないのであれば7番の用途区分変更という軽微な変更となります。農業用施設用地の用途区分変更、農地を農業用施設用地に農振法上の区分を変更する手続きになります。

90㎡を超える場合は農振法の開発許可を受けないとイケない条項にかかってしまうので、それを避けるとなると除外をしないとイケなくなります。○○氏は令和6年に7番のような手続きをしていましたがその後、規模の拡大をしたいとなり90㎡を超えてしまったので除外の手続きが必要となりました。

○議長（会長）

他にないですか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第98号農用地利用集積等促進計画案について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第98号 農用地利用集積等促進計画案への意見について説明します。

今回は11月末までに申出書の提出があった案件について、機構からの同意が得られましたので、「農用地利用集積等促進計画案」を作成し機構に提出する必要があります。提出にあたり「農用地利用集積等促進計画」の素案を市が作成する際に農業委員会の意見を求めることとされており、今回議案としてあげさせていただきました。なお今回2月1日開始分と4月21日開始分の2件あります。まず「農用地利用集積等促進計画案」の第7号の概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

令和8年2月1日開始分です。申し出件数は8件、面積は15,657㎡。所有者は6名、耕作者は6名です。期間は、最低でも5年以上となっていることから、5年が7件と10年が1件となっております。米10aあたりの賃借料については、最高9,800円、最低9,800円で、現物では、最高17kg、最低13kgとなっております。地目別は田が15,657㎡です。2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。左から所有者、耕作者、土地の所在地等、契約期間、利用内容、賃料、地域計画農業を担う者一覧への記載の有無を記載しております。

続いて第8号の概要を説明いたします。4月21日開始で11月末受付分です。申し出件数は43件、面積は98,320㎡。所有者は35名、耕作者は28名です。期間は、最低でも5年以上となっていることから、5年が34件と10年が8件、20年が1件となっております。米10aあたりの賃借料については、最高12,900円、最低2,000円で、現物では、最高103kg、最低13kgとなっております。地目別は田が97,196㎡、畑が1,124㎡です。2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。左から所有者、耕作者、土地の所在地等、契約期間、利用内容、賃料、地域計画農業を担う者一覧への記載の有無を記載しております。説明は以上です。

○議長（会長）

この件に関しまして、何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

昨年4月から利用権設定が変わったのですが、半年ほど経って昨年と比較して現時点では利用権申出は減っていますか。減っているとすれば、その農地はどうなっているのか。そのあたり何か分かるようなら教えていただきたい。

○事務局

受付をしている感覚では相続していない案件もありますが、比較的申請していただいているような感じがします。以前の利用権と同じ件数かというところと多少少ないようには思

いますが、件数はそれほど変わらないのではないかと考えています。

○委員 ○○委員

手続き自体はそれほど難しくはないということですね。

○事務局

書き方が分かりにくいとの意見もありますが、窓口にて書き方をお伝えして対応しております。

○委員 ○○委員

○○○○さんは賃料が高いと思いましたが、水田で利用されていますか。

○事務局

○○○○さんは以前からこの賃料設定で、主にハウスでの栽培が多いです。

○議長（会長）

他にありませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。本日の議案審議については、9件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は令和8年2月6日となっております。以上で第30回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。